

平成 29 年度第 1 回横浜市子ども・子育て会議〔総会〕

日時：平成 29 年 11 月 21 日（火）18:30～20:30

場所：関内新井ホール

議事次第

- 1 開会
- 2 こども青少年局長あいさつ
- 3 事務局紹介
- 4 各部会からの報告について
 - (1) 子育て部会
 - (2) 保育・教育部会
 - (3) 放課後部会
 - (4) 青少年部会
- 5 審議事項
 - (1) 平成 28 年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（総括）について
 - (2) 横浜市子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」及び「確保方策」等の中間見直しについて
- 6 その他
 - (1) 横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成 30～34 年度）の策定について
 - (2) 第 3 期横浜市障害者プランの中間見直しについて
 - (3) 子ども・子育て支援関連イベントの開催案内について
- 7 閉会

【添付資料】

- 資料 1－1 横浜市子ども・子育て会議委員名簿
- 資料 1－2 横浜市子ども・子育て会議事務局名簿
- 資料 2－1 横浜市子ども・子育て会議条例（平成 27 年 4 月 1 日施行）
- 資料 2－2 横浜市子ども・子育て会議運営要綱（平成 27 年 4 月 1 日施行）
- 資料 3－1 子ども・子育て会議部会報告書（子育て部会）
- 資料 3－2 子ども・子育て会議部会報告書（保育・教育部会）
- 資料 3－3 子ども・子育て会議部会報告書（放課後部会）
- 資料 3－4 子ども・子育て会議部会報告書（青少年部会）
- 資料 4 平成 28 年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（総括）について
- 資料 5 横浜市子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」及び「確保方策」等の中間見直しについて
- 資料 6 横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成 30～34 年度）の策定について
- 資料 7 第 3 期横浜市障害者プランの中間見直しについて
- 資料 8 「第 2 回 地域子育て支援フォーラム」案内チラシ

横浜市子ども・子育て会議(総会) 委員名簿

資料1-1

◎:委員長 ○:副委員長

(敬称略・50音順)

	所 属 ・ 役 職 等	委 員
1	千葉敬愛短期大学 学長	○ あかし よういち 明石 要一
2	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	おおた けいぞう 太田 恵蔵
3	横浜市青少年指導員連絡協議会 副会長	おおの いきお 大野 功
4	恵泉女学園大学 学長	◎ おおひなた まさみ 大日向 雅美
5	國學院大学 人間開発学部 子ども支援学科 教授	かみなが みつこ 神長 美津子
6	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	きもと しげる 木元 茂
7	市民委員	くまがい ひろのぶ 熊谷 浩伸
8	横浜商工会議所 女性会 副会長	ごとう みさこ 後藤 美砂子
9	横浜市小学校長会 副会長	こまつ まこと 小松 貢
10	横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会	さとう しんいちろう 佐藤 慎一郎
11	静岡県立大学 国際関係学部 教授	つとみ ひろし 津富 宏
12	市民委員	なんば ゆうこ 難波 裕子
13	特定非営利活動法人横浜にプレイパークを創ろうネットワーク 理事長	はしもと みちこ 橋本 ミチ子
14	横浜市民生委員児童委員連絡協議会 緑区主任児童委員連絡会代表	ふじい ちか 藤井 千佳
15	横浜市PTA連絡協議会 副会長	まるやま ともみ 丸山 智美
16	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 相談役	むらた よしお 村田 由夫
17	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	やぎさわ えな 八木澤 恵奈
18	横浜地域連合 副議長	やない けんいち 柳井 健一
19	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人	やまだ みちこ 山田 美智子
20	小田原短期大学 副学長 保育学科長 教授	よしだ まり 吉田 真理

横浜市子ども・子育て会議 臨時委員名簿

(敬称略・50音順)

<子育て部会>

	所属・役職等	氏名
1	神奈川県立こども医療センター母子保健局 地域保健推進部長	おおやま まきこ 大山 牧子

<保育・教育部会(=児童福祉審議会保育部会)>

	所属・役職等	氏名
1	千葉明德短期大学 保育創造学科 教授	いしい あきひと 石井 章仁
2	子どもの領域研究所 所長	おぎ まり 尾木 まり
3	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 事業本部担当部長 兼 男女共同参画センター横浜相談センター長	きくち ともこ 菊池 朋子
4	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表	てんみょう みほ 天明 美穂
5	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	はせやま けいこ 長谷山 景子
6	東京成徳短期大学 幼児教育科 教授	まつもと すみこ 松本 純子

<放課後部会(=児童福祉審議会放課後部会)>

	所属・役職等	氏名
1	横浜市子ども会連絡協議会 会長	くどう はるじ 工藤 春治
2	横浜市教育委員会事務局主任指導主事	せこ まさき 世古 正樹
3	横浜市こども青少年局放課後児童育成課巡回相談員	ながい まりこ 永井 萬里子
4	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	もり かよこ 森 佳代子

<青少年部会> (新設)

	所属・役職等	氏名
1	神奈川県弁護士会 弁護士	いはら あやこ 井原 綾子
2	K2インターナショナルグループ 湘南・横浜若者サポートステーション統括責任者	いわもと まみ 岩本 真実
3	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	えがち たけお 江渕 武雄
4	神奈川県立田奈高等学校 教諭	かなざわ のぶゆき 金澤 信之
5	横浜市中学校長会	くどう ゆうじ 工藤 祐嗣
6	特定非営利活動法人 ユースポーツ横浜 よこはま若者サポートステーション 施設長	くまべ りょうこ 熊部 良子
7	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科 准教授 神奈川県立保健福祉大学大学院 保健福祉学研究科 准教授	なかむら みやこ 中村 美安子
8	都筑多文化・青少年交流プラザ 館長	はやしだ いきみ 林田 育美

横浜市子ども・子育て会議〔総会〕 事務局名簿

資料 1 - 2

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
長局	こども青少年局長	田 中 博 章
部 長	こども青少年局副局長(総務部長)	齋 藤 聖
	こども青少年局医務担当部長	辻 本 愛 子
	青少年部長	宮 谷 敦 子
	子育て支援部長	宮 本 正 彦
	保育対策等担当部長	吉 田 隆 彦
	こども福祉保健部長	細 野 博 嗣
	中央児童相談所長	菅 原 正 興
課 長	総務課長	渋谷 昭 子
	青少年育成課長	村 上 謙 介
	青少年相談センター所長	内 田 太 郎
	放課後児童育成課長	茨 志 麻
	放課後児童育成課整備担当課長	竹 下 幸 紀
	子育て支援課長	永 井 由 香
	保育・教育運営課長	武 居 秀 顕
	保育・教育運営課運営指導等担当課長	小 田 繁 治
	保育・教育運営課給付・支給認定担当課長	青 木 正 博
	保育・教育人材課長	伊 藤 ゆ か り
	保育・教育人材課幼・保・小連携担当課長	金 子 正 人
	保育対策課長	金 高 隆 一
	保育対策課担当課長	片 山 久 也
	保育対策課担当課長	池 上 省 吾
	こども施設整備課長	山 本 淳 一
	こども家庭課長	谷 口 千 尋
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当課長	秋 野 奈 緒 子
	こども家庭課児童施設担当課長	岩 田 聡
	こども家庭課親子保健担当課長	山 本 弘 庫
	中央児童相談所支援課長	佐 藤 一
中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	吉 沢 賢 治	
障害児福祉保健課長	遠 藤 文 哉	
係 長	青少年育成課担当係長	安 形 和 倫
	放課後児童育成課担当係長	矢 吹 貴
	子育て支援課子育て支援係長	前 川 周
	保育・教育運営課運営調整係長	大 槻 彰 良
	保育対策課担当係長	佐 藤 洋 平
	こども施設整備課担当係長	水 野 文 彬
	こども家庭課こども家庭係長	八 木 慶 子
	こども家庭課担当係長	藤 浪 博 子
障害児福祉保健課担当係長	富 田 倫 子	

関係局

企画 担当 課長	健康福祉局 企画課長	平 木 浩 司
	教育委員会事務局 教育政策推進課担当課長	島 谷 千 春

事務担当

企画調整課長	福 嶋 誠 也
企画調整課 企画調整係長	柿 沼 千 尋
企画調整課 担当係長	万 年 邦 佳

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 77 条第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号)第 4 条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第 6 条第 1 項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第 6 条第 3 項の規定は部会長の職務について、前条(第 1 項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第 6 条第 3 項並びに前条第 1 項本文及び第 3 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第 6 条第 3 項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第 2 項及び第 3 項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 9 条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- (委員の任期の特例)
- 2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則 (平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (平成 27 年 2 月条例第 12 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第 1019 号（局長決裁）
最近改正 平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 310 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第 2 条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。
 - (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
 - (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
 - (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
 - (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）

1 項第 3 号関係)

(5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事 (条例第 2 条第 1 項第 3 号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第 3 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 2 条第 3 項について、部会長に準用する。

(会議の公開)

第 4 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例 (平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号) 第 31 条の規定により、子育て会議 (部会の会議を含む。) については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第 5 条 委員長又は部会長は、子育て会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

子ども・子育て会議部会報告書

部会名〔子育て部会〕

(期間) 平成 29 年 3 月～平成 29 年 10 月

1. 部会開催状況

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第 1 回	平成 29 年 7 月 13 日 17:00～19:00 マツ・ムラホール	(1)横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について (2)横浜市子ども・子育て支援事業計画における中間見直しについて
第 2 回	平成 29 年 7 月 21 日 10:00～11:50 マツ・ムラホール	(1)横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
第 3 回	平成 29 年 8 月 10 日 9:00～10:43 マツ・ムラホール	(1)横浜市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（量の見込み）について
第 4 回	平成 29 年 10 月 11 日 17:30～20:03 ワークピア	(1)横浜市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（確保方策）について (2)横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成 30～34 年度）の策定について (3)第 3 期横浜市障害者プラン中間見直しについて

2. 主な報告事項

・第1回

報告事項	<p>(1)横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について (2)横浜市子ども・子育て支援事業計画における中間見直しについて</p>
報告内容	<p>【(1)横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について】 事務局案の説明があり、基本施策3にかかる一部文言（「市立特別支援学校の再編整備」にかかる利用者・実施事業者の意見・評価及び「特別支援教育支援研修講座」にかかる28年度の取組）を修正することで、了承した。</p> <p>【(2)横浜市子ども・子育て支援事業計画における中間見直しについて】 中間見直しの趣旨やスケジュールに関して事務局から説明があった。</p>
主な意見	<p>【(1) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について】</p> <p>＜基本施策1：乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援＞ ・病児、病後児の保育については、新規応募施設がない理由を分析し、引き続き課題解決に取り組んでほしい。</p> <p>＜基本施策3：障害児への支援＞ ・「市立特別支援学校の再編整備」について、北綱島特別支援学校の閉校に関しては、保護者などから存続を求める声が多くあることを記載してほしい。 ・「特別支援教育支援研修講座」について、支援員が1,070人配置されたとあるが、時間数や学校数の記載も加える等、中身がわかるような表記にしてほしい。</p> <p>＜基本施策6：地域における子育て支援の充実＞ ・地域子育て支援拠点に横浜子育てパートナーが専任で配置されたことで、相談の幅が広がった。 ・「子育てサポートシステム事業」のコーディネーターについて、現在は区ごとに一律配置されているが、区によって会員数にばらつきがあるため、手が足りないところには拡充するなど検討いただきたい。</p> <p>＜基本施策9：ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進＞ ・「子育て家庭応援事業（ハマハグ）」について、協賛店舗への登録後のフォローを今後もお願いしたい。</p>

・第2回

報告事項	(1)横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
報告内容	【(1)横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について】 事務局案の説明があり、内容について了承した。
主な意見	<p>【(1) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について】</p> <p><基本施策5：生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産前産後ヘルパーについて、お母さんたちに事業の趣旨をしっかりと伝えるための周知が重要であると感じている。 ・今後始まる訪問型の母子ケア事業は、良い事業だと思う。支援する専任スタッフの質の担保が非常に大事であるため、養成をぜひお願いしたい。 <p><基本施策7：ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止></p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子分離をせずに、親御さんにも子育てをしながら生活をしていただく点において、母子生活支援施設の利用はとても有効である。 <p><基本施策8：児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議の開催については、現場としても、情報の集約が明確になって支援に繋がっているという実感がある。 ・里親委託率を上げていくとともに、不調を防ぐためのフォローアップを今後も実施してほしい。

・第3回

報告事項	(1)横浜市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（量の見込み）について
報告内容	【(1)横浜市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（量の見込み）について】 事務局案の説明があり、内容について了承した。
主な意見	<p>【(1) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（量の見込み）について】</p> <p><ウ 子育て短期支援事業：①ショートステイ、トワイライトステイ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭支援センターを18区に整備していくことを見込んだ上での計画だと思うが、必要としている人がより使いやすく、つながりやすい事業になるよう、引き続き検討してほしい。 <p><エ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業：③要保護児童対策地域協議会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別ケース検討会議の開催については、現場としてとても有意義に感じており、今後の量の見込みも妥当だと思う。 <p><ケ 地域子育て支援拠点事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所に入所する子どもが増えたので、拠点では利用者の低年齢化が進んでいるが、保育所に行かない子どもや3歳まで家庭で育てて幼稚園に入園する子どもの支援も重要である。

・第4回

<p>報告事項</p>	<p>(1)横浜市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（確保方策）について (2)横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成30～34年度）の策定について (3)第3期横浜市障害者プラン中間見直しについて</p>
<p>報告内容</p>	<p>【(1)横浜市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（確保方策）について】 事務局案の説明があり、内容について了承した。 【(2)横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成30～34年度）の策定について】 計画策定に受けた検討状況等、事務局から報告があった。 【(3)第3期横浜市障害者プラン中間見直しについて】 中間見直しに関する意見募集等について、事務局から報告があった。</p>
<p>主な意見</p>	<p>【(1) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（確保方策）について】</p> <p><イ 乳児家庭全戸訪問事業> ・言葉のかけ方やそれぞれの暮らしている地域に合わせた情報提供の仕方など、引き続き訪問員の研修はきめ細かに、丁寧に実施してほしい。</p> <p><ウ 子育て短期支援事業：①ショートステイ、トワイライトステイ> ・児童家庭支援センターが全区に展開されていく中で、当初の7区で蓄積したノウハウをうまく共有し、今後につなげてほしい。</p> <p><ケ 地域子育て支援拠点事業> ・保育所に入る子どもが増え、拠点を利用する期間が短くなっている中で、1施設あたりの受入人数を増やしていくことは大変なことではあるが、母子保健コーディネーターと連携して妊娠期から子育て支援へしっかりつながってほしいと思っている。</p> <p><コ 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業> ・乳幼児一時預かり事業は、当日キャンセルが出た場合に、必要な人がすぐに使えるような策があると良いと思うので、引き続き検討してほしい。 ・研修の実施など、スタッフのスキルアップ支援も大切であるが、良いスタッフを確保するためにも、金銭面でもしっかり保障することが重要である。</p> <p><（13事業以外）施策3 障害児への支援> ・質の問題を感じることもあるため、今後も内容の把握や事業者に対しての研修会などをお願いしたい。</p> <p><（13事業以外）施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実> ・産後の生活は妊娠期になかなか想像がつかないと思うので、母子手帳の交付時だけではなく、出産した直後にも医療者と連携して情報を提供できる体制がとれると良いと思う。</p>

子ども・子育て会議部会報告書

部会名〔保育・教育部会〕

(期間) 平成 29 年 3 月～平成 29 年 10 月

1. 部会開催状況

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第 3 回	平成 29 年 3 月 30 日 17:30～20:30 ワークピア横浜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園の認可及び補助金交付先法人の審査について ・ 特定・教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について ・ 横浜市預かり保育幼稚園等の新規認定について
第 1 回	平成 29 年 6 月 30 日 18:10～21:00 マツ・ムラホール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について ・ 地域子ども・子育て支援事業等に関する「量の見込み」及び「確保方策」の中間見直しについて ・ 特定教育・保育施設の利用定員について
第 2 回	平成 29 年 8 月 9 日 18:10～19:10 マツ・ムラホール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」等の中間見直しについて
第 3 回	平成 29 年 9 月 11 日 18:10～21:00 マツ・ムラホール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」の中間見直しについて ・ 横浜市預かり保育幼稚園等の新規認定について ・ 幼保連携型認定こども園の認可及び補助金交付先法人の審査について
第 4 回	平成 29 年 10 月 5 日 18:10～19:40 神奈川産業振興センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子ども・子育て支援事業における「確保方策」等の中間見直しについて

2. 主な報告事項

・平成 28 年度第 3 回

報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 幼保連携型認定こども園の認可及び補助金交付先法人の審査について 2 特定・教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について 3 横浜市預かり保育幼稚園等の新規認定について
報告内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成 30 年 4 月に開所を予定する幼保連携型認定こども園（3 件）について、事務局案のとおり認可及び補助金交付先とすることです承した。 2 平成 29 年 4 月に開所を予定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（9 9 件）の利用定員について、事務局案のとおり設定することです承した。 3 平成 30 年 1 月に預かり保育を開始する幼稚園（1 件）について、事務局案のとおり設定することです承した。
主な意見	特になし

・平成 29 年度第 1 回

報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について 2 地域子ども・子育て支援事業等に関する「量の見込み」及び「確保方策」の中間見直しについて 3 特定教育・保育施設の利用定員について
報告内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 28 年度の点検・評価に関する実施結果について、事務局案の内容です承した。 2 地域子ども・子育て支援事業等に関する「量の見込み」及び「確保方策」の中間見直しのスケジュール等について、事務局から説明があった。 3 平成 29 年 9 月に開所を予定する特定教育・保育施設（1 件）の利用定員について、事務局案のとおり設定することです承した。
主な意見	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育士の確保について、保育士確保が厳しいために取組が進まない事業があり、確保のための様々な取組が進められていると思うが、具体的に今どのくらい足りないのかを把握していきながら、今後の取組にも反映していったほうがよいと考える。

・平成 29 年度第 2 回

報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」等の中間見直しについて
報告内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」等の中間見直しについて、事務局から見直し案の説明があり、事務局案を了承した。
主な意見	<ol style="list-style-type: none"> 1 ・保育所の一時保育については、一定程度定員外の方を受け入れると、一時保育を受け入れる余地がなくなってしまう。待機児童が多いところではあるが、大事な保育の形態であると、現場としては感じている。 ・延長保育などの保育ニーズは多くあるものの、財源や保育士などの人的な資源が限られている中では、ニーズに応じるだけでなく、利用者の利用の仕方や、働き方の見直しなどについても発信することが重要である。

	<p>・ニーズ調査については、どのくらいニーズがあるのか、という数字の話だけでなく、現場の実態把握といった、質の部分にあたる視点も取り入れてもらいたい。</p>
--	--

・平成 29 年度第 3 回

報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」の中間見直しについて 2 横浜市預かり保育幼稚園等の新規認定について 3 幼保連携型認定こども園の認可及び補助金交付先法人の審査について
報告内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」の中間見直しとして、「幼稚園での預かり事業」について、事務局から、再度量の見込みを精査した見直し案の説明があり、事務局案を了承した。 2 平成 29 年 10 月に預かり保育を開始する幼稚園（1 件）・平成 30 年 4 月に預かり保育を開始する幼稚園（2 件）について、事務局案のとおり設定することです承した。 3 平成 30 年 4 月に開所を予定する幼保連携型認定こども園（3 件）について、2 件を認可及び補助金交付先とすることです承し、1 件については審査保留とした。
主な意見	<ol style="list-style-type: none"> 3 審査保留とした案件については、委員からの意見を踏まえて、次回の審査までに、事務局において法人の取組状況を確認すること。

・平成 29 年度第 4 回

報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域子ども・子育て支援事業に関する「確保方策」等の中間見直しについて
報告内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」に対する「確保方策」について、基本的な考え方とそれに基づく「確保方策」の案について、事務局から説明があり、事務局案を了承した。
主な意見	<ol style="list-style-type: none"> 1 ・小規模保育や家庭的保育など、新しい保育事業に対して、どのような支援をしていくのか。研修など関係者に集まり、みんなで話し合ってもらい機会を設けることが大切だと思う。 ・新しい保育所保育指針について、園の代表者だけが聞けばいいというものではなく、保育所の職員全員が理解し、園内で解釈していくことが必要だと思う。また、新設の保育所等に園内研修・研究サポーターを派遣していくのも大事。 ・保育士の確保が喫緊の課題ではあるが、今、保育所で働いている人が辞めないような環境にすることも重要である。 ・幼保小連携のカリキュラムについて、目標、数字だけでなく、中身を周知していくことも大事であり、今回の保育所保育指針や幼稚園教育要領等の改訂にあわせて、より使いやすく、子どもたちにプラスになるような内容に見直し、発信してもらいたい。

子ども・子育て会議部会報告書

部会名〔放課後部会〕

(期間) 平成 29 年 3 月～平成 29 年 11 月

1. 部会開催状況

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第 1 回	平成 29 年 7 月 11 日 14:00～16:00 (横浜市役所 8 階 8 A 会議室)	「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の点検・評価について
第 2 回	平成 29 年 9 月 1 日 14:00～15:00 (関内駅前第二ビル 6 G 会議室)	「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し(量の見込み)について
第 3 回	平成 29 年 11 月 6 日 10:00～11:15 (横浜市庁舎 5 階 関係機関執務室)	「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し(確保方策等)について

2. 主な報告事項

・平成 29 年度第 1 回

報告事項	「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の点検・評価について
報告内容	「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の点検・評価について、事務局案を了承した。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケートの回収率が昨年度よりも向上したことはよかった。 ・アンケートでは、放課後キッズクラブの時間の延長についての意見もあるが、子育てのアウトソーシングをどこまですべきかについては懸念がある。子どもにとって何が一番大切かを考えていくべき。 ・アンケート項目をもっと充実した方が良いのではないか。 ・各クラブの職員に対する採用の支援や研修に力を入れてほしい。

・平成 29 年度第 2 回

報告事項	「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し（量の見込み）について
報告内容	「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し（量の見込み）について、事務局案を了承した。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・量の見込みについては、国の基準になじまないということで市独自の計算式を使って算出しており、中間見直しでも同じ方式で考えるのがよい。 ・実際の利用率は思ったよりも高くないので、見込みが少し高く出ている印象がある。 ・推計は非常に難しく、潜在的なものをどのように考えるかについては様々なファクターがある。

・平成 29 年度第 3 回

報告事項	「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し（確保方策等）について
報告内容	地域子ども・子育て事業（13 事業）に関する「確保方策」の中間見直しについて、事務局案を了承した。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の事業計画の「量」の話は了解するが、これからは「質」の議論を課題として検討していかなければならない。 ・放課後キッズクラブへの転換で増加する量を確保することは理解できたが、放課後児童クラブの 1 万人の確保が継続できるのか、運営には様々な課題があるので懸念している。
報告内容	「指標」・「主な事業・取組」（13 事業以外）に関する中間見直しについて、事務局案を了承した。
	<ul style="list-style-type: none"> ・プレイパークは非常に重要な事業であり、大事にしていきたい。キッズクラブや放課後児童クラブとの連携などによってさらに活性化するのではないかと。 ・プレイパークは地域の方々とのつながりが生まれる、現代の若い保護者が得意としていないような遊びを支援できるということで、子どもたちにとって大変貴重な機会を提供できる大きな意義のある事業である。 ・公園を主体として自然と触れ合うことは、子どもにとって大きな体験となる。 ・プレイパークは地域で作り上げるものなので、子育てに関心を持つ大人が地域に増えるという効果もあると思う。

子ども・子育て会議部会報告書

部会名〔青少年部会〕

(期間) 平成 29 年 3 月～平成 29 年 10 月

1. 部会開催状況

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第 1 回	平成 29 年 10 月 26 日 9:00～10:30 (横浜市青少年相談センター)	(1) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について (2) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

2. 主な報告事項

報告事項	(1) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
報告内容	事務局案の説明があり、内容について了承した。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動拠点事業や寄り添い型生活支援事業など、複数の事業が連動すると、事業展開のうえで課題となっている事業者の発掘にもつながるのではないかと。 ・若者サポートステーション事業（進捗評価 C）について、当該事業は国の委託事業に市が独自の取組をあわせて実施しているが、国の事業の仕様が毎年変わっており、支援対象者の範囲が変わるなど、計画策定時と状況が異なるため、評価するのが難しい。
報告事項	(2) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて
報告内容	事務局案の説明があり、内容について了承した。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・寄り添い型生活支援事業について、18 区全部で設置したとしても、区ごとのニーズは異なるはずである。それを勘案して事業を拡大していただきたい。 ・寄り添い型学習等支援事業については、すでに全区で実施するという目標を達成しており、利用人数など他の評価指標を検討する余地がある。 ・地域活動拠点事業など、達成が厳しい事業・取組についても、内容によっては目標の見直しをしてもよいのではないかと。